

第8 防災防火対象物，防災対象物品

(法第8条の3，令第4条の3)

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物には法第8条の3，令第4条の3に規定する防火対象物のほか，次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及びポーチ，バルコニー等の外気に開放された部分

イ 高層建築物で，その一部が令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

ウ 工事中の建築物，その他の工作物（工事中用防火シート）

貯蔵槽にはサイロ，危険物の貯蔵タンク，ガス貯蔵タンク等が含まれる。

エ 政令別表防火対象物となる店舗併用住宅で，店舗部分と住宅部分との区分が明確でない場合は，住宅部分を含めて防災規制の対象となること。

(2) 次の防火対象物のその部分には，防災物品を使用すること。■

ア 防災防火対象物以外の防火対象物で，令第1条第2項に規定する従属的な部分となる飲食店，物品販売店舗，診療所等の部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で，舞台を有し，短期的に映画，演劇等の催しに使用される部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で，短期的に物品販売，展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項，令第4条の3第3項に規定する防災対象物品には，次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア，衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの

ウ 布製の暖簾（火災予防上支障のないものを除く。この場合，下げ丈がおおむね1m未満のものを目安とすること。）■

エ 店舗部分で，商品の陳列棚としてではなく，天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

オ 屋外の観覧席，通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

カ エレベーターの床，壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

(2) 建基法第2条第9号に規定する不燃材料，建基令第1条第5項に規定する準不燃材料及び建基令第1条第6号に規定する難燃材料に該当し，その旨の表示が付されているものは，防災物品として取り扱うものであること。

第8-1表 防災対象物品

防災対象物品	詳細
カーテン	幕の一種で、窓、出入口の目かくし、室の仕切り又はベッドの囲い等に用いるもののほか、物品販売店舗などの特売場等で用いられる紅白の幕や目かくしに使用する布製の物も含まれる。
布製ブラインド	窓、出入口等の開口部等に日よけ、目かくし等を行うために用いるもので巻き上げブラインド、ベネチアブラインド等で布製のものが該当する
暗幕	映写室において採光をさえぎる目的で使用されているもので、通常、劇場、映画館、集会場のほか、キャバレーなどで遮光のために使用するものが該当する
じゅうたん等	じゅうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）、毛せん（フェルトカーペットをいう。）、タフテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット、ござ、人工芝、合成樹脂製床シート及び床敷物（毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するものを除く。）
展示用の合板	展示用パネル、掲示板、バックボード、仕切り用パネル等に使用される合板
どん帳その他舞台上で使用する幕	どん帳のほか、舞台上において使用する幕として水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映写幕、バック幕等
舞台上使用する大道具用合板	舞台上において使用される舞台装置で、登場人物が手に取ることがない飾り付けに使用される合板
工事用シート	工事用シートは、建基令第136条の5に規定された工事現場の周辺に飛散する落下物に対する防護措置として用いられるほか、盗難防止や飛火防止等に用いられるものが該当し、例えば、中空に張った状態で使用する等、建築物その他の工作物の天井、壁等一部工事に用いられるものも該当する。なお、これらが網状のものの場合には、網目が12mm以下のものが該当する

H20.3 消防庁 防災の知識と実際《防災普及用資料》より

(3) 則第4条の4第8項に規定する指定表示を指定する告示で定めるもの

ア 平10.3.30 消防庁告示第4号

(ア) JIS L 4404 に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付されている難燃表示

(イ) JIS L 4405 に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付されている難燃表示

イ 平13.3.7 消防庁告示第3号

JIS L 4406 に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに昭和36年通商産業省告示第61号に基づき付されている難燃表示

ウ 平17.4.28 消防庁告示第5号

合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）により格付けされた合板に付される難燃処理を施した旨の表示

(4) 防災対象物品に含まないもの

ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等

イ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

ウ 畳

エ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等

オ 屋外の観覧席のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等

カ だん通

キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド

ク 外壁に沿って垂れ下っている広告幕

ケ 独立したさお等に掲げる旗

コ 壁に掛けた美術工芸品的又は手芸工芸品的なじゅうたん

3 表示の位置

(1) 防災表示は防災対象物品ごとに見やすい箇所に、縫い付け、貼付、下げ札等の方法により表示すること。

(2) 室内に敷き詰められたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合は、主要な出入口の扉等の蝶番側の位置とすること。

(3) 廊下等に敷かれたじゅうたん等が防火区画等によって分離されている場合は、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。

(4) 階段に敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合は、階段踊場の位置に防災ラベルを打ち付けるものであること。

4 防災製品

防災対象物品以外のもので、日本防災協会防災製品認定委員会において認定した製品をいう。